

スキマタイムズ

もっとお互いを理解するための場や時間を

日本自立生活センター自立支援事業所 2014年8月28日発行 第41号

居場所づくり勉強会 第31弾！ ～難病とは…？ 見た目で判断しないで～

見た目は元気そう。だからわかってもらいにくい。毎月、通院して高額な医療費を払って服薬や治療を続けることで、なんとか生活していることを――。

「若いから電車で席を譲るのは当たり前」とか「働いていないのは怠けている」と言われること。そんな、外見だけで判断される辛さも抱えながら私達は病気と共に日々過ごしています。

働きたい気持ちは人一倍あるのに、身体が思うように動かないせいで働けない。でも治療費を払わないと自分の身体はますます悪くなるばかり。結果、辛い身体に鞭を打って働くことで身体も心もぼろぼろになってしまうのです。

まさか自分が…。発病時は誰もがそう思ったはずです。

発病してから現在に至るまで、それぞれの思いなどをお伝えしたいと思います。

難病の勉強会に是非ご参加ください！

スピーカー：辻井 智さん（化学物質過敏症）
馬場 文春さん（慢性骨髄性白血病）
岸本 依子（関節リウマチ）



日 時：2014年9月12日（金） 14:00～16:00

場 所：京都市地域・多文化交流ネットワークセンター

参加費：無料

担 当：岸本依子



日本自立生活センター自立支援事業所 編集担当：横川

ご意見・企画のアイデアなど大歓迎！バックナンバーはホームページ↓で読むことができます。

TEL: 075-682-7950 E-mail: jcil-kyoto@jcil.jp URL: <http://www.jcil.jp/zigyosho/index.html>

居場所づくり勉強会第30弾報告 ～韓国訪問報告会～

韓国では2008年4月に障害者差別禁止法が施行され、さまざまな自治体で障害者差別禁止の条例ができています。7月24日にあった香田さんとあべさんの韓国研修報告会では、障害者差別禁止法後の韓国国内の交通機関、バリアフリー状況や各団体の取組みなど知ることができました。

韓国に4ヶ所ある国家人権委員会の大邱事務所クオン・ヒャクジャン所長は、障害者差別禁止法ができてから相談件数が10倍に増えたと言っています。国家人権委員会では差別事件の申告を受け、事件を受理すれば調査員を派遣して、人権侵害の有無を判断し、場合によっては検察に告発し是正勧告をします。特に多いのは建物など施設が利用できないという物理的バリアの問題と、病院や施設に不当に入院・入居させられたという相談だそうです。日本でも障害者差別解消法が2016年に施行される予定ですが、日本各地からの相談に対応できる体制を整えていけるのかという課題が残ります。

また、香田さんあべさんは、ソウル市内の障害女性共感という団体も訪れました。この団体は、複合的な視点から障害女性の人権についての活動を主にしています。韓国の自立生活センターは、ほとんどの場合男性中心に運営されています。また、韓国では障害者が福祉サービスの利用をする場合、障害の等級によってサービスの支給量が異なります。しかし、そのサービス支給量も介護できる家族、主に女性が家庭にいるかが基準になります。一方で、障害女性は家族をつくることから排除されてきた実態もあります。韓国のこういった状況に対して、ペ・ポクジュ代表は「結婚し

て出産して母になる、それが正常なんだという考え方に対して同意できないところがある。家庭をつくることに参与していくことも大事だけれど、同時に、もっと多様な家族関係をつくっていかうじゃないか」と話されていたそうです。その話はとても素晴らしいと思いました。このような考え方が広まればいいなと感じます。

その他にも介助派遣、ピアカウンセリングや体験ホームの運営などしているサラム障害者自立生活センター、教育支援と自立支援事業に力を入れている障害者地域共同体を訪れた話など興味深い話を聞きました。

移動に関しては、市内の歩道は露店のテーブルやイスが出されていて、移動に困ることが多かったということでした。ソウル市内の電車は駅ホームと車両の間がフラットで、日本のように駅員さんがスロープを持ってきて、どこに乗ってくださいとの指示もないので便利です。ただ、駅によってはエレベータ、昇降機等が設置されてなく、その場合は“まさか”のエレベータ等が設置されている前後の駅まで移動して降りてくださいとの指示があるとのことに驚きます。各駅でエレベータや昇降機の設置を進めているようですが、暫くの間は韓国を訪れる際は注意が必要です。

今回の報告会では、京都から韓国に行って色々な場所を見学し、話を聞かせてもらい、そこで熱い歓迎を受けたと聞きます。一昨年は韓国のCILの方が京都に来られて、JCILで私たちと交流を深めました。韓国と京都、国は違いますが情報交換や交流をして様々な活動を共にする仲間がいることは心強いと感じました。
(古川大輔)

こころとからだをすっきり！ヨガタイム

ヨガで自分の身体と向き合ってみませんか？ヨガの目的はきれいなポーズをとることではありません。その日の身体がどんなふう動くか動かないか、意識を自分に向ける時間です。呼吸が深くなり、肩こり、腰痛、疲労感もやわらぎます。ぜひ参加してみてください♪
講師は石田久美さんです。

★ヨガ：全身をうごかすヨガ

日時：9月11日(木)18:15-19:30(OPEN18:00)

場所：油小路事務所2F

持ち物：動きやすい服装・タオル・飲み物

参加費：無料

*このヨガクラスは、JCIL自立支援事業所の利用者と家族・介助者を対象にしています。



総合支援法に変わったよ！ えっ、ほんま？ Part36

自立生活満喫中のリツコさん
でもあんまり難しい話は苦手…



もう9月やねー。秋になり、そして冬に…
月日がたつのは早いねー

「障害者政策委員会」？
それ、なんやったっけ？

うん。
確か、障害者基本法の改正、自立支援法から総合
福祉法への改正、差別解消法の制定とかやんな。

そうやったなあ。障害当事者もたくさん入って
会議してはったんやんね。

へー。その政策委員会がまた開かれるんやね。
今は何がトピックなん？

差別解消法の「基本指針」？
どんなものなんやろう？

ふ〜ん。なるほど。
差別の客観的な指標づくりなんやね。

へー。
けっこうややこしいけど、そうやって、何が
差別かの指標がつくられていくんやな。

そっかあ。そういう意味でも、この基本指針
の議論は注目しなあかんね。

障害者制度改革について

勉強中のタクオさん

小難しいこともやさしく(?) 解説



早いねー。毎日、いろんなことが起きて、あわただしいま
ま、日々が過ぎていくね。
ところで、9月1日から障害者政策委員会が再開されるよ。

あつ。確かに。これまであまり出てなかった名称かも。
2009年の政権交代のときから、大きな障害者制度改革が
あったよね。

そうそう。当初は、障害者制度改革推進会議というのが設け
られて、そこで今後の障害者制度改革について、けんけんが
くがく議論されたんだ。

うん。その会議の続きのようなものが、障害者政策委員会
かな。いちおう、改正障害者基本法にのっとり、内閣府の
もとに設置されている。そこで、障害者基本計画や差別解
消法の内容について議論されるんだ。

今はね、なんといっても、障害者差別解消法の「基本指針」
の策定が大きなテーマ。

差別解消法って、けっこう大枠だけを定めた法律で、これこれの
行為が差別にあたるか、具体的な規定は定められてないんだ。
何をもって差別とするか(あるいはどういう条件をみたしたら差
別とされるか、されないか)などの指針がまだなくて、とりあえ
ずその「基本指針」の策定が差別解消法では求められてるんだ。

うん。それからさらに、この「基本指針」にもとづいて、厚労
省や国土交通省などの各省庁や、各行政機関で「対応要領」「対
応指針」が定められることになる。各分野ごと、それぞれの分
野に即してより詳細に差別の規定を定めるということ。

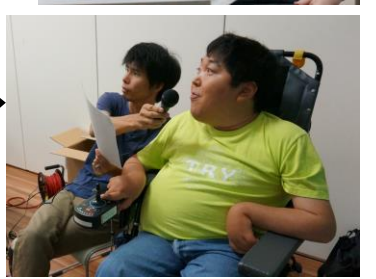
うん。京都府では、差別をなくすための条例のガイドライン
づくりに今とりかかろうとしているけど、その内容にも今回
の基本指針は影響を与えるんじゃないかな。



**日本
自立生活
センター**



**ワークス
共同
作業所**



**自立
支援
事業所**



今年も6月20日に日本自立生活センター・ワークス共同作業所・自立支援事業所の合同交流会を開催しました。2014年は日本自立生活センターにとって記念の年。最初にワークス共同作業所の理事を務める太田勝巳さんより基調講演をしていただき、JCIL や車いすと仲間の会が始まったころの活動についてお聞きしました。何も制度が整っていなかった時代に、声をあげて活動を始めた先輩たちの話にはとても勇気づけられました。そのあとの活動紹介では、お互いの日々の様子が見えるとても良い機会となりました。これからも、誰もが地域で自分らしく暮らせる社会をつくっていく活動を、楽しく進めていきたいですね！

第39回「車いす仲間の会」キャンプ サポーター大・大・大募集

一緒にキャンプに行きませんか？今回は、仲間の会が初めてキャンプを行った滋賀県高島市で行います。40周年記念として、会発足当初の意味や気持ちを振り返りながら、未来に向かって歩もうという企画です。

琵琶湖沿いのロッジでのキャンプとなりますので、きっととっても気持ちいいですよ！ぜひ参加してください！！

【日時】9月19日(金)～21日(日) 【場所】「白浜荘」滋賀県高島市安曇川町下小川2300-1

【参加費】サポーター：2泊3日 8100円、1泊2日 5000円

【問い合わせ・申し込み先】TEL:075-671-8484/E-mail: jcil@cream.plala.or.jp 担当宇田隆 下林慶史

☆詳細はこちら→<http://www.jcil.jp/camp2014/2014.pdf>(JCILのHPのトップページから見るができます)♪

☆「車いす仲間会」のFacebookページもできました！団体紹介やキャンプの詳細をチェックしてみてください。